

(資料2)

農林水産業・地域の活力創造本部幹事会（局長級会合）の  
開催について

〔平成25年5月21日〕  
農林水産業・地域の活力創造本部決定（案）

1. 農林水産業・地域の活力創造本部を補佐し、農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を地域の視点に立って幅広く検討し、施策の進捗管理を行うため、農林水産業・地域の活力創造本部幹事会（局長級会合）（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
3. 幹事会の庶務は、農林水産省その他関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

「農林水産業・地域の活力創造本部幹事会（局長級会合）」構成員

座長	内閣官房	内閣官房副長官補（内政）
副座長	内閣官房	内閣審議官
	農林水産省	大臣官房総括審議官
構成員	内閣官房	日本経済再生総合事務局次長
	内閣府	沖縄振興局長
	内閣府	規制改革推進室長
	消費者庁	次長
	復興庁	統括官
	総務省	大臣官房地域力創造審議官
	財務省	大臣官房総括審議官
	文部科学省	生涯学習政策局長
	厚生労働省	政策統括官（社会保障担当）
	経済産業省	経済産業政策局地域経済グループ地域経済産業審議官
	国土交通省	総合政策局長
	環境省	総合環境政策局長